

平成24年9月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成24年9月18日〔火曜日〕 午前9時00分 開会

2. 開催場所 市役所4階 403会議室

3. 出席委員 (13名)

会 長	4 番	日高 仙三
会長職務代理者	3 番	橋口 好文
委 員	1 番	中野 周
"	2 番	日笠山 隆
"	6 番	白河 澄雄
"	7 番	古田 洋美
"	8 番	浦口 幸夫
"	9 番	脇田 峰生
"	10 番	石寺 政和
"	11 番	岩本 延男
"	12 番	下園 茂
"	13 番	南 重徳
"	14 番	瀬川 寅夫

4. 欠席委員 5 番 長田 實美

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条に係る許可申請について

議案第2号 非農地証明願について

議案第3号 あっせんについて

議案第4号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

6. その他

10月行事予定表について

報告(小委員会)について

報告(情報開示)について

人・農地プランについて

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 神崎 辰秀

農地振興係長 原田 和徳

事務局 皆さん、お早うございます。ただ今から、平成24年9月の定例総会を開催させていただきます。はじめに、日高会長よりごあいさつをお願いいたします。

日高会長 皆さん、おはようございます。ただ今から、平成24年9月定例総会を開催させていただきます。台風16号も大変心配されておりましたが、農作物に大きな被害はなかったと聞いております。本日は、5番委員が、鹿児島市内の方でJA合併に対する臨時理事会出席ということで、欠席届けが出ておりますので、報告しておきます。

さて、9月中旬となりまして、まだまだ暑い中に、朝晩には秋の気配が感じられる季節となってまいりました。これからは、地域体育祭、会合等諸行事も多くなり、農作業も忙しくなってまいりますが、お互い健康管理には十分注意しながら、頑張りたいと思うところです。なお、9月27日には、「農地パトロール」が予定されておりますので非常に多忙なところですが、全員参加されるようお願いいたします。

それでは、ただ今から、平成24年9月定例総会を開催いたしたいと思っております。なお、先日、14日には、現地調査が行われております。調査委員、調査委員長になられました方は、該当項目につきましては、丁寧な説明方よろしくようお願いいたします。

事務局 それでは、西之表市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以後の議事進行は日高会長をお願いいたします。

議 長 はい、それでは、これより議事に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。西之表市農業委員会規則第10条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はございませんか。
【異議なしの声あり】

議 長 それでは、本日の議事録署名者を指名いたします。7番の 古田 委員 と、8番の 浦口 委員 を指名いたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の神崎氏と原田氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議 長 続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。先ず、事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい、それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明させていただきます。資料は、1ページをご覧ください。
今月は、所有権の移転が4件、賃貸借権の設定が1件で、合計5件の申請になります。
まず、番号1番についてであります。住吉の酪農組合の下の田浦であります。台帳・現況地目ともに田、2筆、面積合計1,143㎡を売買により所有権移転しようとするものです。
その下の番号2番であります。これは、遼泊集落近くの畑でありまして、台帳・現況地目ともに畑、2筆、面積1,123㎡を、贈与により所有権移転しようとするものであります。
その次の番号3番であります。これは、国上、太田地区の畑でありまして、台帳・現況地目ともに畑、1筆、面積1,745㎡を、売買により所有権移転しようとするものであります。金額につきましては、全体を50万円ということであります。
その下の番号4番であります。これは、上之原地区の畑であります。台帳・現況地目ともに畑、1筆、面積1,485㎡を、売買により所有権移転しようとするものであります。金額につきましては45万円ということであります。
その下の番号5番であります。これは、杵之峰地区の畑であります。台帳・現況地目ともに畑、2筆、面積6,426㎡を、10a当たり1万円で、10年間、賃借しようとするものであります。
以上、本件の番号1番から番号5番までは、【農地法第3条第2項、各号】には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。
以上、議案第1号「農地法第3条に係る許可申請について」の説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明に関連して、それぞれ担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明を求めます。

1 番 はい、1番です。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の整理番号1番につきましては、去る9月15日に、現地調査を実施いたしましたので、ご報告いたします。譲渡人は、住吉にお住いの66歳の方で、譲受人は、西之表市鴨女町にお住いの78歳の方であります。譲渡人、譲受人の間柄は、義理の兄弟になります。申請地は、これまで、賃貸借により他の方に耕作してもらっていたということですが、来年から作らないということで、契約が消滅したため、身内の方に有償で譲渡するということになったそうです。
申請地は、事務局から説明があった通り、住吉字田代の台帳・現況地目ともに田、2筆、面積合計1,143㎡であります。ちょうど、南酪の南側に位置する田浦であります。譲受人は、長年、JAの役員をしておりまして、農業振興に意欲を持っておられる方です。畑作も、現在、サトウキビを60a位栽培しておりまして、体が元気な限り耕作をしていくと述べておられました。以上のような状況から、【農地法第3条第2項、各号】には該当しないため、許可相当と判断しております。委員の皆様のご審議方、よろしくをお願いいたします。

6 番 はい、6番です。番号3番につきまして、調査の結果について、報告させていただきます。番号3番の土地は、国上の太田地区の上の方になります。譲渡人と譲受人の関係は従兄弟になります。現地は、サトウキビを耕作しておりました。自作地有償所有権移転で、譲渡価格は、50万円だそうです。【農地法第3条第2項、各号】には該当しないため、問題はないものと判断しております。ご審議方、よろしくお願いいたします。

3 番 はい、3番です。番号4番につきまして報告させていただきます。14日に、譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査を実施いたしました。台帳面積は、1,485㎡となっておりますが、法面の関係からか、現地はとてそれだけではなく、10aもあるかと思われるところですが、譲受人にも確認いたしました。測量もしており、間違いのないということでありました。場所は、種子島高校の北側の橋をすぐ右に下りて行ったところに、譲受人の住宅がありまして、その住宅の手前とすぐ後ろに、畑が2枚に分かれています。3条の許可条件は満たしており、所有権移転についての問題はないものと判断いたします。以上であります。

はい、9番です。番号5番につきまして報告させていただきます。16日に、譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査の予定でありましたが、あいにくの台風で、譲渡人が体調が悪いとのことで、譲渡人とは電話で、確認をいたしました。譲受人とは現地調査を実施いたしました。申請地は、先程、事務局からご説明がありましたように、上西、杵之峰地区の畑であります。畑には、現在、サトウキビが栽培されておりまして、手入れもきれいにされております。労働力について、譲受人に尋ねましたが、家族は父と母、自分の3人ですが、父母とは独立して自分で新たに就農を目指すもので、お互いに協力関係にあり、また、作業用機械についても、父方にもありますが、農業振興公社の機械を利用しているとのことであります。技術的には、皆様もご承知の通り、営農大学校の卒業生でもありまして、問題はないものと判断しております。また、就農につきましても、しっかりやるように意思を確認しており、問題はないものと判断しております。以上であります。

ただ今、番号1番から番号5番まで、事務局並びに担当委員の方からの丁寧な説明がございました。それでは、質疑に入ります。皆様のご意見を求めます。

8 番 8番です。番号1番について、お伺いいたします。売買金額はいくら位でしょうか。

1 番 10万円と聞いております。

8 番 はい、分かりました。

3 番 はい、3番です。番号4番についての追加説明であります。4番の売買価格は、全体で、45万円ということです。

議 長他に、質疑、ご意見はございませんか。
【異議なしの声あり】

ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の番号1番から番号5番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の番号1番から番号5番について、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長 それでは、続きまして、第2号議案の「非農地証明願いについて」を議題といたします。これにつきましても先日の14日に、現地調査が行われております。調査委員の皆様には、大変ご苦労様でした。それでは、調査委員長のご報告をお願いいたします。

3 番 はい、3番です。先日の14日に、私と今日は欠席されておりますが、5番、長田委員、事務局より局長、係長計4名と、地区担当委員の立会いの下、現地調査を実施いたしましたので、第2号議案の、「非農地証明願いについて」、ご説明いたします。

「非農地証明願いについて」の番号1番ですが、申請の場所は、鞍勇地区の土地でありまして、西之表字、番2、地目は、台帳・畑、現況・宅地、面積は、433㎡です。申請の理由は、台帳上は畑であるが、昭和36年頃から宅地となっているというものです。これにつきましては、農振法が施行される前から宅地となっているものであり、集落内の住宅地で、大分、年数も経過しており、調査員一同、認めてもよいのではないかという意見の一致をみております。委員の皆様のご審議方をよろしくお願いいたします。

つぎの「非農地証明願いについて」の番号2番です。これは、最初の1筆が国上字、番2、台帳・畑、現況・山林、面積は1938㎡。もう1筆が、同所同字の番2、台帳・畑、現況・山林、面積は107㎡。最初の1筆、1938㎡の分につきましては、現況は、山林というよりも、竹が生い茂った竹林でありまして、重機を入れないと農地としては復元できないということで、非農地として認めるべきとの調査委員の意見の一致を見ましたが、もう1筆につきましては、宅地に付随した菜園であり、畑としての使用は可能であるとの判断から、非農地としては認めがたいとの意見となりました。委員の皆様のご審議方をよろしくお願いいたします。

議長 ただ今、第2号議案の「非農地証明願いについて」の番号1番、番号2番について、調査委員長の方から詳しい説明がありました。番号1番、番号2番について、地区担当委員の補足説明があれば、よろしくお願いいたします。

10番 はい、10番です。1番についてであります。ただ今、調査委員長の説明の通り間違ございませんが、この住宅には、1～2年前までは、申請人の母親が住んでおりましたが、現在は、介護施設に入所されており、空き家となっております。他には、付け加えることはございません。

2番 はい、2番です。番号2についてであります。申請人は、茨城県に住んでおられて、申請人の代理の方の、弟さんが調査に立ち会われております。番2、面積の1938㎡の方は、先程の説明がありましたように、藪、竹林となっております。非農地として認めるべきと思います。もう1筆の番2、面積は107㎡の方は、住宅内の、苑畑のような状況でありまして、非農地としては認められないということになりました。以上であります。

議長 ただ今、調査委員長並びに担当委員から、第2号議案の「非農地証明願いについて」の番号1番、番号2番について、詳しいご説明がございました。

調査委員長、並びに担当委員の報告では、1番については、非農地として承認し、2番については、1筆目は、非農地として承認、2筆目については、耕作可能であるため、非農地としては認められないという意見であります。審議に入ります。皆様方のご意見を求めます。異議はございませんか。発言のある方は挙手をお願いします。

6番 はい、6番です。非農地証明については、農業振興地域に入っていれば、不耕作地でも、非農地としては認められないと思うんですが、この土地は、農振地域に入っているのでしょうか。

事務局 この土地につきましては、農業振興地域外の土地であります。

6番 はい、分かりました。逆に、農業振興地域内の農地については、除外できる場合は、非農地として認められるわけですか。

事務局 それにつきましては、可能ではあるとは思いますが、除外については、周辺部であるとか、周辺営農条件への影響等から、農林水産課の方で判断することになると思います。

議長 他に、質疑、ご意見はございませんか。
【異議なしの声あり】

ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。調査委員長の報告の通り、1番につきましては、非農地として承認し、2番目につきましては、1筆目は、非農地として承認、2筆目の国上字、番2については、非承認として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長 続きまして、第3号議案の「あっせんについて」を議題といたします。今月の「あっせんについて」は、「あっせん申し出」が2件であります。事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、第3号議案の「あっせんについて」ご説明いたします。資料は、4ページをお開き下さい。今月の「あっせんについて」は、「貸したい」が1件、「売りたい」が1件の、2件であります。

先ず、1件目の「貸したい」につきましては、現和、西俣地区の田、2筆、面積は、2筆で2,719㎡であります。これにつきましては、場所が、西俣でありますので、地区担当の12番下園委員と、場所に近い8番の浦口委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

その下の、2件目の「売りたい」につきましては、安城の、川脇地区の圃場整備済みの田であります。面積は、3筆で4,626㎡を、標準額で売りたいというものです。これにつきましては、場所が、安城でありますので、地区担当の、5番長田委員と、場所に近い、8番の浦口委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

議 長 はい、それでは、第3号議案の「あっせんについて」の1件目の、「貸したい」につきましては、地区担当の12番下園委員と、場所に近い8番の浦口委員にあっせん方をお願いしたいとのこととあります。また、2件目の、「売りたい」につきましては、地区担当の、5番長田委員と、場所に近い8番の浦口委員にお願いしたいとのこととあります。あっせんを依頼されました、それぞれの担当委員におかれましては、よろしくお願いいいたします。

5 番
8 番
12 番

議 長 はい、分かりました。

事務局 それでは、続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、ご説明をいたします。1 - 1ページをお開きください。第4号議案「農地利用集積計画」 利用権の設定です。

期間が、平成24年10月1日から平成34年9月30日の10年間、地目・畑、1筆、面積1,617㎡、利用権の設定をする者の数1人、利用権の設定を受ける者の数1人です。
これは、再設定「更新」になります。

次に、1 - 2ページをお願いいたします。計画総括表（経営面積等）であります。

1番についてご説明いたします。です。これは、奈良市にお住まいの55歳の方の畑・1筆、面積1,617㎡を、安納にお住まいの認定農家の方が、年間30,000円で、10年間、賃貸借するものであります。

内容については、1 - 3ページをご覧ください。

次に2 - 1ページをお開きください。

これにつきましては、所有権の移転です。今回は、1件の申請であります。これは、平成24年9月25日に所有権の移転をしようとするものです。

次に2 - 2ページをお開きください。 計画総括表（経営面積等）です。

次の2 - 3ページの、1番です。安納地区にお住まいの方の土地を、同じ安納地区にお住まいの認定農家への贈与であります。畑1筆、面積は400㎡であります。

内容については、2 - 3ページから2 - 5ページをご覧ください。

以上、全ての計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。委員の皆様の皆様のご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議 長 　ただ今、事務局より、第5号議案「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」の「利用権の設定」についてと「所有権の移転」についての詳しい説明がありました。本案の、「利用権の設定」の整理番号1番につきましては、利用権の設定を受けるものが、4番、私となっております、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与制限に該当いたします。

このため、本案を二つに分けて、初めに、「利用権の設定」についての1番の方から審査し、次に、「所有権の移転」について審査することといたします。先ず、「利用権の設定」の整理番号1番の審査であります、その利用権の設定を受けるものが、私となっております。そこでお諮りいたします。整理番号1番につきまして、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与制限の規定に基づき、議長職を本件審査の間、職務代理者に臨時議長として務めていただきたいと思います、ご異議はございませんか。【異議なしの声あり。】・・・・・・【議長交代】

臨時議長 　それでは、これより、「利用権の設定」についての1番について審議をいたします。農業委員会等に関する法律第24条の議事参与制限の規定に基づき、番号1番の審査の間、4番の日高委員の退場を求めます。

（4番 日高委員退場）

臨時議長 　それでは「利用権の設定」についての整理番号1番について、担当委員から補足説明をお願い致します。

12番 　はい、12番です。整理番号1番につきまして、9月13日に現地調査を実施いたしましたので、ご説明いたします。この利用権を設定する者と、利用権を受ける者は、親戚関係であります。この申請地は、利用権を受ける者との割り畑になっておりまして、今までも、利用権を受ける者により耕作されてきており、今回、期間満了に伴い、再設定するものであります。賃貸期間は、10年間、賃貸料は、年間3万円です。利用権を受ける者は、安納いも、球根等の露地園芸作の認定農家でありまして、担当委員としましては、申請どおり認めても問題もなく、妥当であると判断いたしました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

臨時議長 　はい、整理番号1番につきまして、事務局並びに担当委員の方から詳しく説明がございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。【異議なしの声あり】

異議なしの声がございませぬ。それでは採決します。利用権の設定、整理番号1番につきまして原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）

全員の賛成でありますので 利用権の設定、整理番号1番につきましては、原案のとおり承認し、市長に意見を送付いたします。ここで、4番 日高委員の入場を認めます。（4番 日高委員入場）

以上で、臨時議長の職を降ろさせていただきます。・・・・・・ 【議長交代】

議 長 　議事を続行いたします。それでは次に「所有権の移転」の整理番号1番について審査いたします。地区担当委員は、私でありますので、補足説明をいたします。

「所有権の移転」の整理番号1番につきまして、15、16日の両日、譲渡人、譲受人、双方立会いの下、申請地の確認を実施いたしました。

申請通り相違はございませんでしたが、これにつきましては、無償贈与となっております。理由をお聞きしましたところ、この畑は、所有権を受ける者との割り畑になっておりまして、だいぶ前に、譲渡がなされていたものであります。名義を変更していなかったということで、今回の申請になったものであります、面積は、2筆合わせて、15a位の畑であります。譲受人は、150a位の経営規模で、さつまいもを主に栽培している農家でありまして、耕運機、トラクター等の農業機械も保有し、労働力等耕作条件も満たしておりまして、問題はないものと判断しております。以上です。

議長 それでは、ただ今、整理番号1番につきまして、事務局並びに担当委員の方から詳しく説明がございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。
【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がございました。それでは採決します。②の所有権の移転の整理番号1番につきまして、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

全員の賛成でありますので、第5号議案「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」の「②所有権移転」の整理番号1番につきましては、原案のとおり承認し、意見を市長に送付いたします。

議長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いいたします。

①事務局から、10月行事予定につきまして、説明。



②9月12日付けで6番委員から会長に提出された、「小委員辞職願い」について、総会に諮り、採決により承認される。後任の小委員には、9番委員が議長の指名により選出された。

③事務局から、情報の開示について。8月30日、請求のあった資料提出の件で、会長、職務代理人、事務局の協議により、平成21年11月の総会資料、農地法第3条許可申請書、調査票、許可指令書、議事録の写しを、原本証明の上、提出をした旨の報告があった。

④平成24年度の「西之表市人・農地プラン」作成について、現在の取組状況、進捗状況について、農林水産課担当主査から報告があった。西之表市では、現在、市内を28地区に分け、プラン作成に向け、農業者のアンケート調査を実施している。先ず、本年度、青年就農給付金制度に申請のあった15人が属する11地区について、9月から10月にかけて、プランの具体化、作成に努めていく。プラン作成に当たっては、農業委員会を含む、各関係機関の意見を反映させていくことになるので、農業委員会の積極的な協力をお願いする旨の趣旨であった。

議長 その他、意見はございませんか？・・・・・・（他、委員の意見はなし。）
それでは、以上をもちまして平成24年9月定例総会を終了します。大変、ご苦労様でした。

平成24年9月18日

会	長	田島 仙三	
7	番	古田 洋美	
8	番	補 口 幸夫	